

桃山学院大学環太平洋圏経営研究学会会則

第1条（名称） 本会は、桃山学院大学環太平洋圏経営研究学会と称する。

第2条（目的） 本会は、環太平洋圏における経営事象の研究をおこなうとともに、その研究の進展を支援することを通じて、広く環太平洋圏における国際交流を促進することを目指している。

第3条（事務所） 本会の事務所は桃山学院大学内におく。

第4条（事業） 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. 学内外における研究会の開催
2. 機関誌、ニュース・レター、その他の発行
3. 講演会その他集会の開催
4. 企業や自治体その他における講演会・研修会への講師の斡旋ならびに派遣
5. 国内外の学会・研究機関との学术交流
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本会の会員は次のとおりとする。本会の会員となるには理事会の承認を得ることを要す。

1. 正会員 本学院の教員で環太平洋圏における経営事象の研究に関心をもつ者、または本学院の職員にして理事会の承認を得た者
2. 賛助会員 学外者で本会の主旨に賛同する者
3. 法人会員 本会の目的の研究あるいは活動に関心のある法人
4. 学生会員 本会の目的の研究あるいは活動をおこなっている大学院生および学生
5. 特別会員 本会の目的の研究あるいは活動に関心のある外国人
(提携大学に所属する者、あるいはその紹介者など)

第6条（会費） 会員は別に定める会費を負担しなければならない。

第7条（役員） 役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 会 計 1名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2名

2 理事会は、監事以外の役員をもって構成する。

第8条（総会） 本会は、毎年4月に総会を開催する。必要に応じて、臨時総会を開催することができる。総会は、正会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数をもって決する。

第9条（会計及び監査） 本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

監事は毎年本会の会計を監査する。

第10条（会則の改正） 本会会則の改正は正会員全員の過半数による。

付則 決議日 1998年3月10日

本会則は、1998年4月1日より施行する。

本会則は、1998年7月21日より改訂施行する。